

令和5年度 砂防事業の取組みについて

令和6年3月31日

気象災害の頻発化・激甚化により土砂災害防止を図るため、一迫川口地区の急傾斜地崩壊対策事業を推進しています。

また、土砂災害警戒区域等の指定については令和元年度までに完了し、令和2年度からは指定後の地形改変等を確認する2巡目の概略調査を行い、令和5年度に518箇所のをすべてを完了しました。

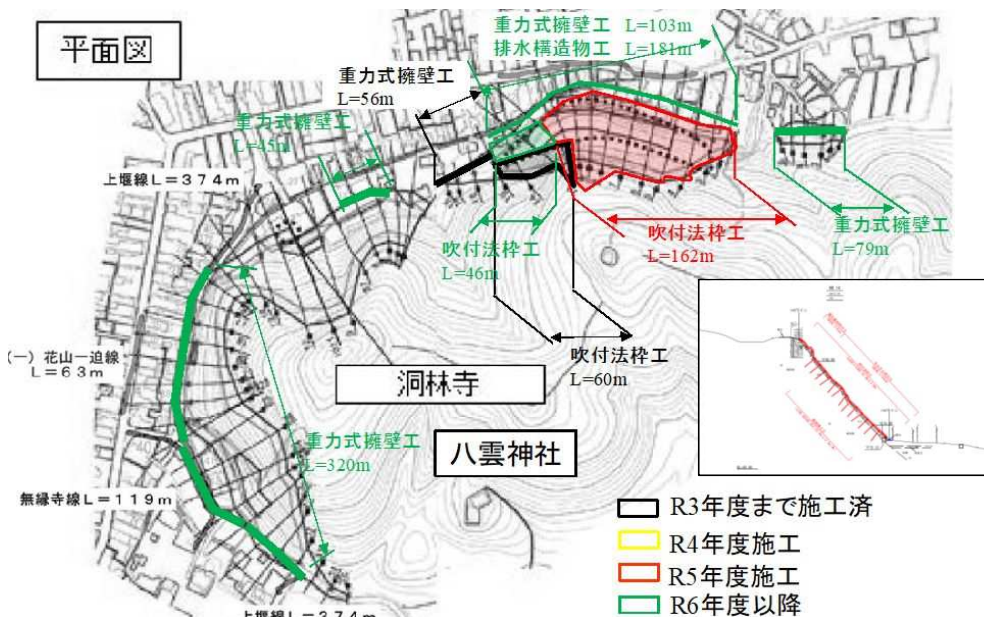
1 急傾斜地崩壊対策の推進 <一迫川口地区>

川口急傾斜地崩壊対策事業

県道花山一迫線沿いの一迫川口地区は、民家に近接して急峻な自然がけが続き、平成27年9月の関東・東北豪雨の際は、湧水や落石、斜面の亀裂等が確認されたことから、地域の要望等を受け、斜面の崩壊対策事業に令和2年度に着手し、令和5年度については法枠工事A=1,992㎡を完成させ、引き続き、国土強靱化補正予算を活用して法面工事A=316㎡に着手しました。



現地調査の結果、斜面の風化浸食により、表層崩壊や巨礫の落石が予見されました。



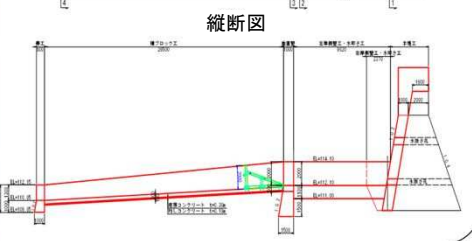
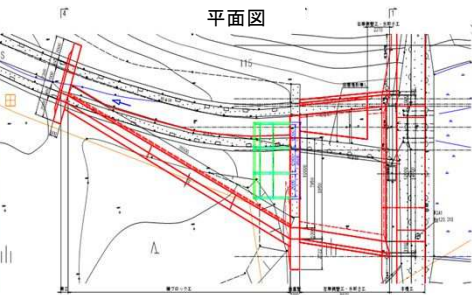
2 砂防緊急改築事業の推進 <第1号虎沢砂防堰堤>

第1号虎沢堰堤緊急改築事業

栗原市花山草木沢宿地内の溪流は、高低差約100mに及ぶ丘陵地形を形成し、このうち、虎沢については、いくつかの支流が合流して流下する溪流を有している。

第1号虎沢堰堤は、旧基準書に基づき設計・施工され昭和44年2月に完成したが、施設は50年以上の経過に加え、流域は昭和40年代から昭和50年代に行われた大規模な砕石掘削により地形改変が著しいことを踏まえ、令和4年度に新基準を用いて設計計画の見直しを行った。

検討結果から、現施設を活用する補強等工事で施設の機能保持が可能となったため、令和5年度については、工事に必要となる用地買収等を推進し、令和6年度から工事に着手する予定です。

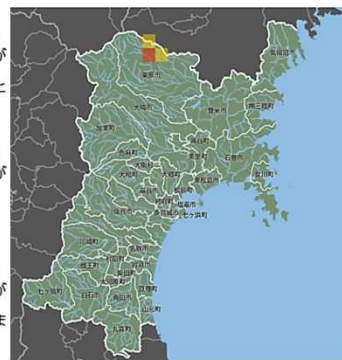


宮城県砂防総合情報システムについて

県内の土砂災害警戒情報等の発令状況を確認することができます。お住まいの地区に、土砂災害警戒情報が発令されましたら、崖崩れや土流等の危険が高まっています。地域の情報等とあわせて確認のうえ、早めの避難を行って下さい。

下記アドレスか右のQRコードより登録すると土砂災害に関する発表状況などの情報がメールで配信されます。
(tourou@dosyasaigai.pref.miyagi.jp)

- 危険レベル
 - ・当該地区内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が高まり、危険な状態。
 - ・土砂災害警戒情報の発表対象となります。
- 警戒レベル
 - ・当該地区内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が高まり、警戒を要する状態。
 - ・大雨警報の発表対象となります。
- 注意レベル
 - ・当該地区内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が高まり、注意を要する状態。
 - ・大雨注意報の発表対象となります。



※お気づきの点や、ご意見などがありましたらご連絡願います。
 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所 河川砂防班
 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 宮城県栗原合同庁舎
 TEL 0228-22-2193(直通) / FAX 0228-22-9049
 URL <http://www.pref.miyagi.jp/nh-khdbk/>
 E-mail nh-khdbk@pref.miyagi.lg.jp

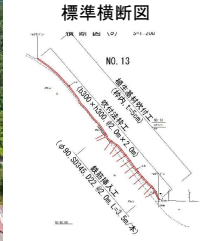
土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定と概略調査(2巡目)について

土砂災害から尊い人命・財産を守るため、平成13年4月1日に制定された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、土砂災害の危険性のある箇所(土砂災害危険箇所)を土砂災害警戒区域等に指定する取り組みを進めています。

栗原管内の土砂災害危険箇所(518箇所)における基礎調査と、調査結果を踏まえた住民説明会の開催、及び土砂災害警戒区域等(532箇所)の指定を令和元年度までに全て完了しており、令和2年度は、前回調査からの地形条件などの改変及び警戒区域等に関する事項を確認するため、机上調査および現地調査により概略調査(2巡目)を実施し、令和5年度に完了しました。

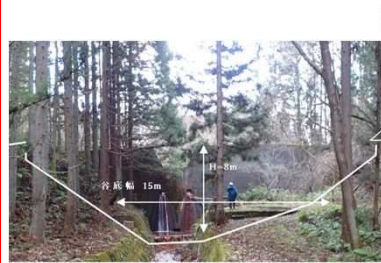
① 川口急傾斜地崩壊対策事業

本箇所は、保全人家43戸の急傾斜崩壊危険区域であり、地震・集中豪雨等により落石や斜面崩壊が生じる危険性が高いことから、斜面の崩壊対策を図り、当地区の安全・安心な暮らしを確保するものです。



② 第1号虎沢堰堤砂防緊急改築事業

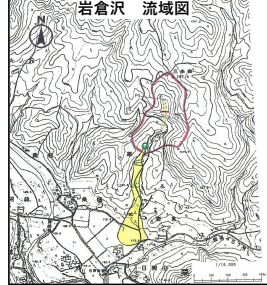
事業箇所の第1号虎沢堰堤は、旧基準に基づき設計・施工され、昭和44年2月に完成し、50年以上経過している施設である。このため現基準に準拠した施設へ改築し、土砂流出の防止を図るものです。



③ 新地ヶ沢土石流対策事業

④ 岩倉沢土石流対策事業

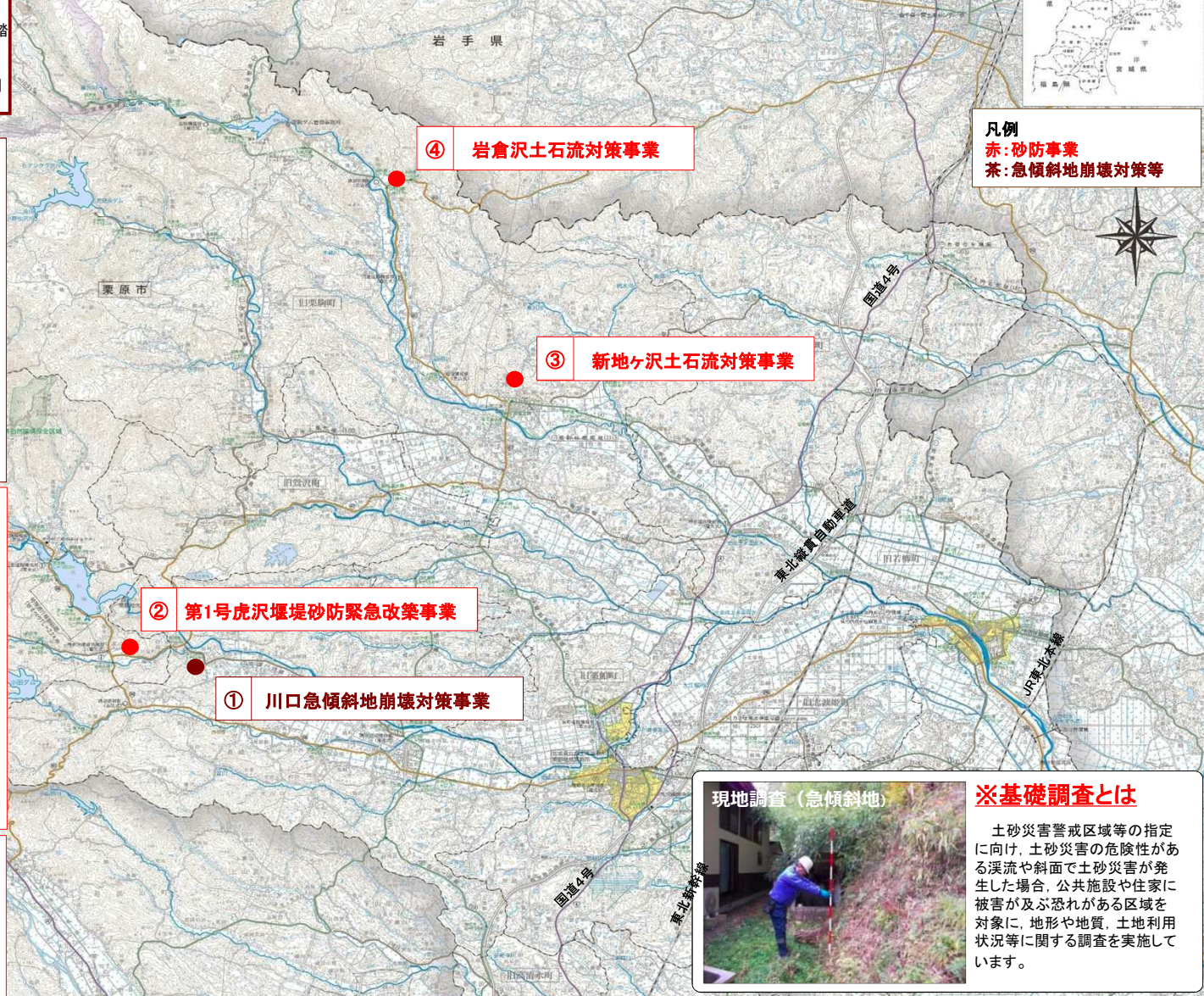
近年の気象変動に伴い土砂災害の頻発化・激甚化、土砂洪水氾濫や流木被害等が顕在化してきており、これらの災害から人命と財産を保全するため、令和5年度から測量・設計を実施しています。



令和5年度 北部土木事務所栗原地域事務所における砂防事業箇所図

令和5年度に当事務所が実施した主な砂防事業箇所を示しています。

この地図は、測量法第29条に基づき国土地理院長の承認(平成27年度東横、第25号)を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものを一部転載したものである。



凡例
赤: 砂防事業
茶: 急傾斜地崩壊対策等



※基礎調査とは
土砂災害警戒区域等の指定に向け、土砂災害の危険性がある溪流や斜面で土砂災害が発生した場合、公共施設や住家に被害が及ぶ恐れがある区域を対象に、地形や地質、土地利用状況等に関する調査を実施しています。

令和5年3月31日現在

	土石流危険溪流			急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所			合計	備考
	I	II	計	I	II	III	計	国交省	農水省	計		
土砂災害危険箇所等	67	193	260	54	180	12	246	12	10	22	528	
土砂災害警戒区域等			261				250			21	532	